

農地銀行で農地を仲介、耕耘作業受託で農地を保全

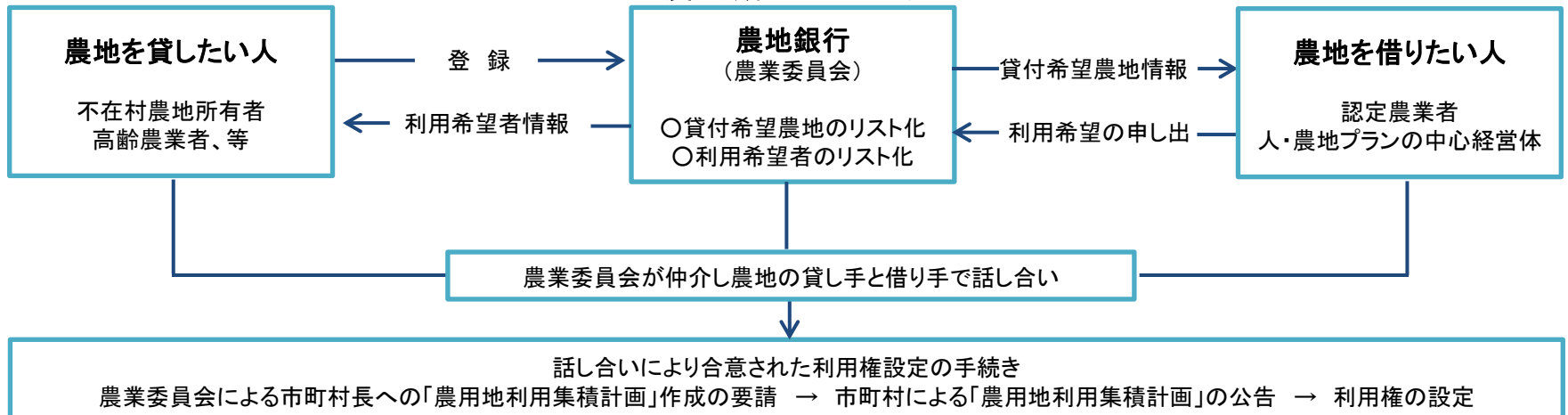
空き農地情報提供制度（農地バンク）で担い手に農地を紹介

- 農地の所有者が提出する「農地バンク登録申請書」をもとに「空き農地リスト」を作成
- 担い手が「空き農地リスト」を閲覧し、借り受け希望農地を申し出る
- 農地の出し手と担い手が農業委員会立ち会いで賃借料等の条件を話し合い
- 話し合いにより貸借が合意されたら利用権設定の手続きを実施

耕耘作業受託制度で農地バンクを補完

- 耕耘や畦の草刈りを請け負う農家を登録し、農地が管理できなくなった農地の所有者に紹介
- 農地の借りる担い手が見つかるまで間、農地を暫定的に管理

農地銀行のイメージ図



(株) ローソンの農業参入への支援

(株) ローソンが「ローソンファーム」を展開するに際し、千葉県農業会議は農業参入に関するノウハウ、及び法律の解釈等を助言し、農業生産法人の具体的な定款の作成など設立手続きを指導するなど、市町村農業委員会と連携した支援を行った。

千葉県農業会議からの主な指導内容

農業生産法人としてのメリットの説明

農業生産法人4大要件への対応方法を指導

農業委員会との橋渡し

農業法人の形態として、農業生産法人農事組合法人、農業法人（直接参入）がある中で、ローソンが農業参入するに際しての最適な形をアドバイスし、会社設立・農業生産法人申請の諸手続きについてもフォローアップ。上記アドバイスが現在のローソンファームの骨格である「全てのローソンファームは農業生産法人としての営農」に至っている。

※ 平成25年9月13日に農水省講堂で開催した農業参入セミナーでの(株)ローソンご発表資料から作成
セミナーは、全国農業会議所と農林水産省が共催し、日本経済団体連合会、日本商工会議所、
日本政策金融公庫の後援を得て開催

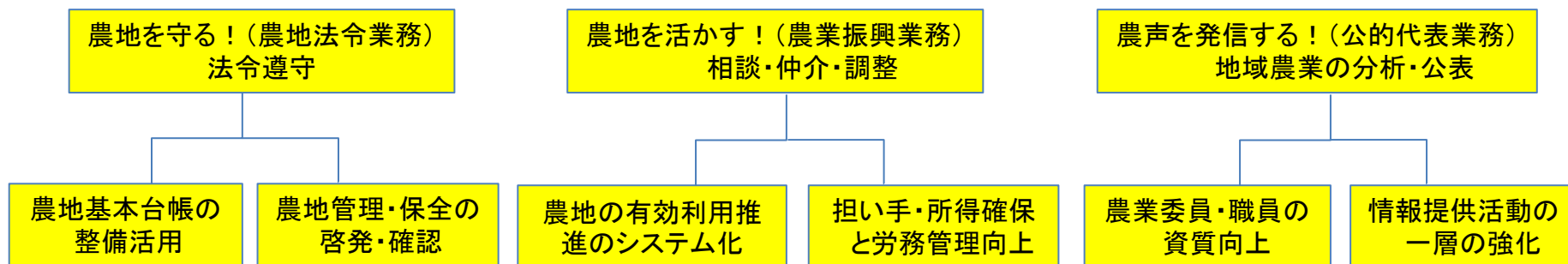
今後の農業委員会組織の「さらなる取り組み」の重点

全国農業会議所に設置する「農業委員会制度・組織に関する検討会」(高木賢座長)での論点整理等を踏まえた組織検討を経て、同会議所理事会(平成23年5月19日)において決定。以降、毎年の「全国農業委員会会長大会」で申し合わせ決議を行い実践。

①「さらなる取り組み」の重点

- 日常的な「農地パトロール」の徹底 → 地域の農地をしっかりと守って有効利用していこう
- 「農地マッチング情報」の拡充 → 農地提供や受け入れ情報を集めて発信しよう
- 「新たな農業のパートナーづくり」の推進 → 新しい担い手を積極的に確保しよう
- 「農地違反転用防止ネットワーク」の設置 → 地域ぐるみで農地を適正に利用していこう
- 「女性農業委員ネットワーク」の活動強化 → 女性の力が生かされるようにしよう
- 審議・活動の「見える化」の徹底 → 農業委員会活動整理カードの作成・公表を通じて、農業委員会活動の内容を強力に発信しよう

②“農地と担い手を守り活かす”農業委員会組織活動の「さらなる取り組み」の方向



※「農地を守り活かす」運動の要として、「農地白書」の作成・活用(鳥取県農業会議・農業委員会で先行実施、地域農業の実像を統計数値と農業委員の視点・感覚で捉えて発信)を横展開で推進。

今後の農業委員会組織に関する検討課題

1. 農地制度を適切に運用する行政組織として備えるべき条件

- ① 農地の公共的性格からみて、制度運用の「公正性」が確保されること。
- ② 一方で、農地が財産権的性格を持つことからみて、制度運用の「公平性」が確保されること。
- ③ 地域の農地と農業者に精通していること。
- ④ 農地の確保と有効利用の推進が組織の性格として内在されていること。

2. 上記の必要条件を考慮すると……

農地政策の推進のための組織としては、農業者の選挙した委員を中心に、有識者を加えて構成された農業委員会とすることが適切であり、あらためて評価されるべき。

3. 今後の検討課題

- ① 選挙委員定数の見直し検討
→ 農業委員の役割と機能発揮の観点から、「地区担当制」を基本とする定数の在り方の検討
- ② 選挙権・被選挙権、公職選挙法準用内容の見直し検討
→ 解除条件付賃貸借参入法人の農業従事する構成員、農業生産法人従業員への選挙権・被選挙権の付与の検討
→ 公選法準用内容として、投票記載所での候補者氏名の掲示や投票管理者の資格要件の緩和措置の検討
- ③ 選任委員の充実・強化の検討
→ 女性農業委員登用に向けクォータ(quota)制導入(議会推薦枠の確保等)の推進(現在、女性農業委員ネットワークで運動を展開)
→ 農業政策の有識者、法律や経営の専門家、商工事業者や消費者の代表等の参画推進のあり方の検討
- ④ 事務局体制の整備・強化の検討
→ 事務局職員数の確保と専門職員(経験年数の確保、より専門性を高める養成システムづくり)配置のあり方の検討
→ 多様な農地利用や権利調整の審議・事務処理等の適正実施のためのサポートシステム(助言・協力を行う有識者や専門家の相談・派遣体制等)の構築について検討

参考資料

○ 農業委員会制度の発足	15
○ 農業委員会系統組織のあらまし	16
○ 農業委員会の設置	17
○ 農業委員会の委員構成と組織	18
○ 農業委員会の運営	19
○ 農業委員会の業務	20
○ 農業構造改革に向けた農業委員会系統組織の取り組み経緯	22
○ 農政の基本である農地制度の実効性の確保に関する農業委員会組織の意見	25

農業委員会制度の発足

昭和26年、3つの行政委員会（農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会）を統合して、「農業者による、農業者のための民主的組織としての行政委員会設置」、「農民の自主的な立場における行政関与による農政推進」を基本に、市町村と都道府県に行政委員会として農業委員会を設置。昭和29年、農業委員会法の改正（農業委員会等に関する法律）により、都道府県段階に都道府県農業会議、全国段階に全国農業会議所を設立。



農業委員会設置の目的・構想

～昭和26年「農地改革から農業改革へ」三委員会統合～

「農業の進歩発達のためには、経営者である農民の創意と工夫による改善、適切な農業政策の実施によるその促進が要求せられることはいうまでもない。そして、農民の農業事情改善に対する意欲が政策の上に反映され、現実の農業政策が農民によって消化されることが、効果の上から言っても民主的な政治体制の上から言っても不可欠のことであるといわざるをえない。ここに、農業行政に何らかの形で関与する農民の代表機関の存置を必要とする理由がある。…農民の自主的な立場における行政関与により、我が国農業の生産力の発展と農業経営の合理化を図り、農民の社会的経済的地位の向上に貢献させようということが農業委員会設置の構想の根幹である。」

（昭和26年 檜垣徳太郎著『農業委員会法の解説』抜粋）

農業委員会の今日的意義

～平成15年4月「農業委員会に関する懇談会」報告書より抜粋～

「国民や地域にとって公共的な共通の財産という性格を有している農地について、その適正な利用及び管理を行いつつ、今日的な政策課題に応えるためには、地域の農業振興の計画づくりや様々な行政指導、事業実施を限られた人員で担当している市町村農政部局に、そのすべての業務を委ねることは自ずと限界があり、実質的に困難である。従って、農地について農業者が主体となり、客観性、公平性を持つ自主的な組織体を構成し、自らがその利用及び管理を担うことが、国及び市町村等の農地施策の遂行上、最も効果的、効率的であると考えられる。

これらの点に加えて、特に最近では、国民や住民の自己責任の確立と行政への積極的参加が求められるようになってきていることを踏まえれば、農業委員会の設置は今日においても農政上の意義を有するとともに、むしろ改めて評価されるべきものと考えられる。」